

## 選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書（案）

現行民法は、婚姻時に夫婦のいずれか一方の姓を改めることとしているが、社会的な信用と実績を築いた人が望まない改姓を余儀なくされることで、姓を維持するために法的な保障の少ない事実婚を選択せざるを得ないなどの問題が生じている。また、家族の在り方も多様化し、女性活躍が推進される現代において、社会の考え方や価値観も変化してきており、一人っ子同士の結婚、子連れ再婚、高齢での結婚などで、改姓を望まないと考える人がいる。

また、現行の民法では改姓をしなければならないことから結婚を諦めてしまう人がおり、そのことが、非婚や少子化につながる要因にもなっている。

このような状況から、国連の女子差別撤廃委員会は、日本政府に対して女性が結婚前の姓を保持する選択を可能にするよう再三にわたり民法の改正を勧告している。政府は旧姓の通称使用の拡大に向けた取り組みを進めているが、ダブルネームを使い分ける負担や管理コストの増加、個人識別の誤りのリスクを増大させるなどの問題も指摘されている。

こうした中、令和3年6月に示された最高裁判所の決定では、夫婦同姓制度を「合憲」としつつも、夫婦の氏についての制度の在り方は「国会で論じられ判断されるべき事項にほかならない」とし、国会における議論を促している。

こうした中、日本弁護士連合会は本年6月14日「誰もが改姓するかどうかを自ら決定して婚姻できるよう、選択的夫婦別姓制度の導入を求める決議」を採択した。さらに、国連の女子差別撤廃委員会も10月29日4回目の勧告を行い、選択的夫婦別姓制度の導入を求めている。経団連が6月18日「選択肢のある社会の実現を目指して～女性活躍に対する制度の壁を乗り越える～」との提言を明らかにし自民党への要請行動を行ったことにも留意する。

選択的夫婦別姓制度は、「家族で同じ姓の方がいい」と考えるカップルが引き続き夫婦同姓で結婚できる一方で、必要なカップルは夫婦別姓を選べるようにするものである。これは誰も改姓による不利益を案ずることなく結婚・出産し、老後も法的な家族として支えあえる社会を実現するとともに、将来の子どもたちの権利も保障することにつながる。

多様性を認める社会、男女共同参画、基本的人権の尊重の観点から、これら世論の動向や最高裁判所の決定の趣旨も踏まえつつ、国会及び政府の責任において、選択的夫婦別姓制度の導入を決意しなければならない。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月20日

奈良県広陵町議会

内閣総理大臣	石破 茂 様
総務大臣	村上 誠一郎 様
法務大臣	鈴木 馨祐 様
厚生労働大臣	福岡 資麿 様